

定 款

公益財団法人 中富記念財団

公益財団法人 中富記念財団 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人中富記念財団と称する。

(事業所)

第2条 この法人は、主たる事務所を佐賀県鳥栖市に置く。

- 2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

(目的)

第3条 この法人は、薬に関する資料及び文化財その他の歴史資料の収集及び展示を行うことにより、薬と健康に関する知識の普及及び田代売薬を初めとする歴史的薬文化の啓蒙を図り、併せて青少年に対する助成を行うことにより、有用な人材を育成することを目的とする。

(目的事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 薬に関する歴史資料の収集及び展示事業
- (2) 薬の歴史に関する調査研究事業
- (3) 薬と健康に関する知識の普及啓発事業
- (4) 薬と健康に関する情報の収集及び提供事業
- (5) 鳥栖地域の文化財その他の歴史的遺産の収集及び展示事業
- (6) 青少年に対する人材育成のための奨学金援助助成
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第2章 財産及び会計

(財産の構成)

第6条 この法人の財産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 設立後の寄附金品
- (3) 財産運用収益
- (4) 事業に伴う収益
- (5) その他の収益

(財産の種別)

第7条 この法人の財産は、基本財産、特定資産及び運用財産の3種類とする。

2 基本財産は、次の各号をもって構成する。

- (1) この法人が公益財団法人への移行の登記をした日の前日の財産目録に基本財産として記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
- (3) 理事会において運用財産又は特定資産から基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 基本財産以外で、寄附者の指定又は理事会の議決により用途を特定の目的に制約した財産は、特定資産として管理する。

4 運用財産は基本財産及び特定資産以外の財産とする。

(財産の管理)

第8条 この法人の財産の管理は、理事長が行うものとし、適正な維持及び管理に努め、その方法は、理事会で別に定める。

2 財産は、安全確実かつ相応の運用収益が得られる方法で運用しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第9条 基本財産は、その運用収益を公益目的事業費及び管理費に充てるべきもので、原則としてこれを処分し、又は担保に供してはならない。但し、この法人の公益目的事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会の議決に加わることができる理事全員の議決を経て、評議員会の議決に加わることができる評議員全員の議決により承認を得た後、その一部を処分して公益目的事業費に充て、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(特定資産の処分)

第10条 特定資産への繰入れ及び特定資産の取崩しは、理事会の議決に加わることができる出席理事の3分の2以上の議決を経て行う。

(重要な財産の譲り受け)

第11条 重要な財産の譲り受けは、理事会の議決を経た後、評議員会の議決による承認を得て行う。

(事業計画及び収支予算)

第12条 この法人の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の議決を経た後、評議員会において承認を得るものとする。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- 3 第一項の事業計画書及び収支予算書等については、毎事業年度の開始の日の前日までに佐賀県知事に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第13条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が計算書類(貸借対照表及び損益計算書をいう。)及び事業報告書並びにこれらの附属明細書並びに財産目録(以下この条において「財産目録等」という。)を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、定時評議員会において承認を得るものとする。

- 2 財産目録等については、毎事業年度の終了後3箇月以内に佐賀県知事に提出しなければならない。
- 3 この法人は、定時評議員会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲り受け)

第14条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会及び評議員会において、それぞれ総理事数及び総評議員の3分の2以上の議決を経なければならない。

- 2 この法人が重要な財産の処分又は譲り受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。

(会計原則等)

第15条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

- 2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める経理規程によるものとする。
- 3 特定費用準備資金及び特定の資産の取得若しくは改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、理事会の決議により別に定める。

第3章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(定数)

第16条 この法人に、評議員6名以上 10名以内を置く。

(職務)

第17条 評議員は評議員会を構成し、法令及び定款の定めるところにより、定款の変更等、この法人の運営の根幹に関わる事項の決定並びに評議員、理事及び監事の選任、解任等の機関の人事の決定等に参画する。

(構成)

第18条 この法人の評議員の選任については、理事及び監事の構成について規定した公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)第5条第10号及び第11号の規定を準用する。

- 2 この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか 1 人とその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数(現在数)の3分の1を超えて含まれてはならない。

(選任等)

第19条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律48号。以下「法人法」という。)第179条から第195条までの規定に従い、評議員会において行う。

(任期)

第20条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 3 評議員は、辞任後又は任期満了後においても、第16条に定める定数に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第21条 評議員に対して、各年度の総額が50万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

第2節 評議員会

(構成及び権限)

第22条 評議員会は、すべての評議員をもって組織する。

- 2 評議員会は、次の事項を決議する。
 - (1) 役員を選任及び解任
 - (2) 役員等及び評議員の報酬並びに費用の額の決定及びその規程
 - (3) 定款の変更
 - (4) 各事業年度の事業計画及び予算の承認
 - (5) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
 - (6) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
 - (7) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
 - (8) 前各号に定めるもののほか、法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(種類及び開催)

第23条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

- 2 定時評議員会として、毎事業年度6月に開催する。
- 3 臨時評議員会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第24条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

- 2 前項にかかわらず、評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面をもって、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第25条 理事長は、評議員会の開催日の7日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、書面による招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第26条 評議員会の議長は、その評議会において、出席した評議員の中から互選する。

(定足数)

第27条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第28条 評議員会の議事は、法人法第189条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって行う。

(決議の省略)

第29条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第30条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選任された議事録署名人2名以上が、これに記名押印しなければならない。

(評議員会運営規則)

第31条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則による。

第4章 役員等及び理事会

第1節 役員等

(種類及び定数)

第32条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上9名以内
- (2) 監事 2名以上3名以内
- 2 理事のうち1名を会長とすることができる。
- 3 理事のうち、1名を代表理事とし、2名以内を業務執行理事とすることができる。

(選任等)

第33条 役員は、評議員会の決議によって各々選任する。

- 2 会長、代表理事及び業務執行理事は、理事会において選任する。
- 3 前項で選任された代表理事は、理事長に就任する。
- 4 理事会は、その決議によって、第2項で選任された業務執行理事から常務理事を選任することができる。
- 5 この法人の監事は、この法人の理事及び評議員並びに使用人を兼ねることができない。また、監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。
- 6 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1名とその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれてはならない。
- 7 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令(平成19年政令第276号)で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 8 役員に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を佐賀県知事に届け出なければならない。

(理事の職務・権限)

第34条 理事は、理事会を構成し、この定款の定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

- 2 会長は、理事長を補佐し、理事長および理事会に対し意見を述べるものとする。
- 3 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 4 理事長、常務理事及びそれ以外の業務を執行する理事の権限は、理事会が別に定める職務権限規程による。
- 5 理事長及び常務理事及び前項の業務を執行する理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第35条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3) 評議員会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の規定による報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。
- (6) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (7) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類、電磁的記録その他の資料を調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
- (8) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (9) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

第36条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4 補欠により選任された監事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 役員は、第32条第1項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任後又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

(解任)

第37条 役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(報酬等)

第38条 役員に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用を支給することができる。
- 3 前2項の規定による支給に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬等及び費用の支給に関する規程による。

(取引の制限)

第39条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- (3) この法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
- 3 前2項の取扱いについては、第53条の理事会運営規則によるものとする。

(責任の免除又は限定)

第40条 この法人は、法人法第198条において準用される法人法第111条第1項の非業務執行理事等に責任について、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法人法第113条第1項の規定による最低責任限度額を限度とする旨の契約を、あらかじめ当該非業務執行理事等と締結することができる。

(顧問)

第41条 この法人に任意の機関として顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験者のうちから、理事会において任期を定めた上で選任する。
- 3 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を支給することができる。

(顧問の職務)

第42条 顧問は、理事長の諮問に応え、理事長に対し、必要に応じて意見を述べることができる。

第2節 理事会

(設置)

第43条 この法人に理事会を設置する。

- 2 理事会は、すべての理事で組織する。

(権限)

第44条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前2号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事及び業務執行理事の選任及び解職

- 2 この法人が保有する租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第40条第1項後段の適用を受けた株式についてその後取得した同一の銘柄の株式を含め、その株式の発行会社に対して株主等としての権利を行使する場合には、次の事項を除き、あらかじめ理事会において理事現在数の3分の2以上の承認を要する。
 - (1) 配当の受領
 - (2) 無償新株式の受領
 - (3) 株主配当増資への応募
 - (4) 株主宛配布書類の受領

(種類及び開催)

第45条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会として、毎事業年度6月に開催する。
- 3 臨時理事会として、この定款に定めるもののほか毎事業年度3月及び次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(招集)

第46条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び第35条第6号の規定により監事が招集する場合を除く。

- 2 理事長は、前条第3項第2号又は第35条第5号の規定に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の7日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第47条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第48条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第49条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第50条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第51条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第34条第5項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第52条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事並びに会議に出席した理事のうちから選任された議事録署名人2名以上が、これに記名押印しなければならない。

(理事会運営規則)

第53条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第5章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第54条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員全員の議決を経て変更することができる。

- 2 認定法第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更(公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則(平成19年内閣府令第68号)で定める軽微なものを除く。)をしようとするときは、その事項の変更につき、佐賀県知事の認定を受けなければならない。
- 3 前項の認定に係る変更以外の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を佐賀県知事に届け出なければならない。

(合併等)

第55条 この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員全員の議決により、他の法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

- 2 前項の行為をしようとするときは、予めその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第56条 この法人は、法人法第202条に規定する事由その他法令で定められた事由により解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第57条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)において、認定法第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を1箇月以内に、評議員会の決議により類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号イからトまでに掲げる法人に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第58条 この法人が、解散等により清算するとき有する残余財産は、評議員会の決議により類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号イからトまでに掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第6章 選考委員会等

(選考委員会)

第59条 この法人には、第4条第6号の奨学金援助助成に係る事業の対象となる者を
選考するため、選考委員会を置く。

(助成選考取扱規則)

第60条 この法人は、第4条第6号に基づく奨学金を交付するため、別に選考取扱規則
及び選考委員会選考要領を定める。

- 2 選考取扱規則及び選考委員会選考要領の変更は、理事会において、理事現
在数の3分の2以上の議決を要する。

(委員)

第61条 選考委員会は2人以上5人以内の委員をもって構成する。

- 2 委員は、学識経験のある者の中から理事会で選出し理事長が委嘱する。
- 3 委員の内には、この財団の役員及び評議員が2人を超えて含まれることになっ
てはならない。
- 4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 5 補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現在者の残任期
間とする。

第7章 事務局

(設置等)

第62条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により、
別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第63条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 理事、監事及び評議員の名簿

- (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
 - (4) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
 - (5) 財産目録
 - (6) 役員等の報酬規程
 - (7) 事業計画書及び収支予算書等
 - (8) 事業報告書及び計算書類等
 - (9) 監査報告書
 - (10) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、次条第2項の情報公開規程によるものとする。

第8章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第64条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第65条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公告)

第66条 この法人の公告は、電子公告による。

- 2 やむを得ない事情により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。
- 3 この法人の貸借対照表の公告は、第1項にかかわらず、定時評議員会毎にその終結の日後5年を経過する日までの間、継続してインターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法による。

第9章 補 則

(委任)

第67条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(株式等の議決権の行使)

第68条 株式等の議決権の行使に当たっては、あらかじめ理事会において理事総数(現在数)の3分の2以上の承認を受けなければならない。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の設立の登記日現在の理事及び監事は、次に掲げる者とする。
理事 中富博隆、大島英二、中尾清一郎、門司健、指山弘養、橋本康志
監事 松尾政博、馬場忠彦
- 4 この法人の最初の代表理事は中富博隆とする。
- 5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
佐藤敏行、宮原久、齋藤博之、篠原眞、長忠生、松田隆、伊東稔、中富たつ子

2022年6月22日現在

公益財団法人 中富記念財団
理事・評議員 名簿

役職	氏名	備考
理事 (9名)	中 富 一 榮	久光製薬株式会社 代表取締役社長
	神 原 玄 應	大興善寺 住職
	末 安 健 作	丸東産業株式会社 取締役会長
	馬 場 忠 彦	公益財団法人 中富健康科学振興財団 評議員
	上 田 正 弘	元 久光製薬株式会社 監査役
	村 山 進 一	中富アセットマネジメント株式会社 非常勤顧問
	門 司 誠 一	社会福祉法人 健翔会 理事長
	林 俊 子	鳥栖市 副市長
	齊 田 勝	中富記念くすり博物館 館長
監事 (3名)	松 尾 政 博	株式会社マツコー 代表取締役会長
	山 口 芳 子	税理事務所チョーフ会計 税理士
	堤 信 夫	久光製薬株式会社 取締役執行役員 法務部 部長
評議員 (10名)	池 田 英 雄	佐賀県信用保証協会 会長
	齋 藤 博 之	医療法人 齋藤内科医院 理事長
	松 田 隆	株式会社血の池地獄 代表取締役社長
	福 母 祐 二	佐賀県経営者協会 専務理事
	齊 藤 恭 宏	鳥栖商工会議所 会頭
	古 賀 久 登	元 鳥栖商工会議所 専務理事
	正 山 征 洋	長崎国際大学 特任教授
	玉 井 洋 子	WiseFairy 代表
	藤 田 昌 隆	鳥栖市 市議会議員
	舂 屋 泰 之	久光製薬株式会社 執行役員 BU本部 本部長

※敬称略

貸借対照表

令和 4年 3月31日現在

公益財団法人 中富記念財団

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	22,716,214	9,087,944	13,628,270
現金	655,935	176,665	479,270
普通預金	22,060,279	8,911,279	13,149,000
未収金	28,863	10,998	17,865
貯蔵品	13,926	3,255,340	△ 3,241,414
売店商品	494,661	592,235	△ 97,574
流動資産合計	23,253,664	12,946,517	10,307,147
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
土地	159,355,793	159,355,793	0
定期預金	1,240,053,309	990,001,301	250,052,008
投資有価証券	1,095,321,774	255,000,000	840,321,774
基本財産合計	2,494,730,876	1,404,357,094	1,090,373,782
(2) 特定資産			
信託受益権	3,660,000,000	7,210,000,000	△ 3,550,000,000
投資有価証券	0	20,000,000	△ 20,000,000
普通預金	0	26,532,698	△ 26,532,698
特定資産合計	3,660,000,000	7,256,532,698	△ 3,596,532,698
(3) その他固定資産			
建物	402,576,420	415,568,442	△ 12,992,022
建物附属設備	99,849,872	108,842,222	△ 8,992,350
構築物	34,875,005	28,925,382	5,949,623
什器備品	444,081,644	474,608,786	△ 30,527,142
その他固定資産合計	981,382,941	1,027,944,832	△ 46,561,891
固定資産合計	7,136,113,817	9,688,834,624	△ 2,552,720,807
資産合計	7,159,367,481	9,701,781,141	△ 2,542,413,660
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	1,087,900	44,880,000	△ 43,792,100
預り金	237,955	232,255	5,700
流動負債合計	1,325,855	45,112,255	△ 43,786,400
負債合計	1,325,855	45,112,255	△ 43,786,400
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
寄付金	220,000,000	220,000,000	0
受益権配当収入	0	26,532,698	△ 26,532,698
信託受益権評価益	3,660,000,000	7,210,000,000	△ 3,550,000,000
指定正味財産合計	3,880,000,000	7,456,532,698	△ 3,576,532,698
(うち基本財産への充当額)	220,000,000	220,000,000	0
(うち特定資産への充当額)	3,660,000,000	7,236,532,698	△ 3,576,532,698
2. 一般正味財産	3,278,041,626	2,200,136,188	1,077,905,438
(うち基本財産への充当額)	2,274,730,876	1,184,357,094	1,090,373,782
(うち特定資産への充当額)	0	20,000,000	△ 20,000,000
正味財産合計	7,158,041,626	9,656,668,886	△ 2,498,627,260
負債及び正味財産合計	7,159,367,481	9,701,781,141	△ 2,542,413,660

貸借対照表

令和 3年 3月31日現在

公益財団法人 中富記念財団

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	9,087,944	21,619,743	△ 12,531,799
現金	176,665	595,163	△ 418,498
普通預金	8,911,279	21,024,580	△ 12,113,301
未収金	10,998	10,630	368
貯蔵品	3,255,340	0	3,255,340
売店商品	592,235	698,148	△ 105,913
流動資産合計	12,946,517	22,328,521	△ 9,382,004
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
土地	159,355,793	159,355,793	0
定期預金	990,001,301	510,000,000	480,001,301
投資有価証券	255,000,000	685,000,000	△ 430,000,000
(基本)普通預金	0	50,000,000	△ 50,000,000
基本財産合計	1,404,357,094	1,404,355,793	1,301
(2) 特定資産			
くすり博物館修繕資金	0	99,060,000	△ 99,060,000
信託受益権	7,210,000,000	5,040,000,000	2,170,000,000
投資有価証券	20,000,000	40,000,000	△ 20,000,000
普通預金	26,532,698	26,532,698	0
特定資産合計	7,256,532,698	5,205,592,698	2,050,940,000
(3) その他固定資産			
建物	415,568,442	412,232,282	3,336,160
建物附属設備	108,842,222	10,552,809	98,289,413
構築物	28,925,382	33,135,548	△ 4,210,166
什器備品	474,608,786	414,732,855	59,875,931
その他固定資産合計	1,027,944,832	870,653,494	157,291,338
固定資産合計	9,688,834,624	7,480,601,985	2,208,232,639
資産合計	9,701,781,141	7,502,930,506	2,198,850,635
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	44,880,000	0	44,880,000
預り金	232,255	208,752	23,503
流動負債合計	45,112,255	208,752	44,903,503
負債合計	45,112,255	208,752	44,903,503
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
寄付金	220,000,000	220,000,000	0
受益権配当収入	26,532,698	26,532,698	0
信託受益権評価益	7,210,000,000	5,040,000,000	2,170,000,000
指定正味財産合計	7,456,532,698	5,286,532,698	2,170,000,000
(うち基本財産への充当額)	220,000,000	220,000,000	0
(うち特定資産への充当額)	7,236,532,698	5,066,532,698	2,170,000,000
2. 一般正味財産	2,200,136,188	2,216,189,056	△ 16,052,868
(うち基本財産への充当額)	1,184,357,094	1,184,355,793	1,301
(うち特定資産への充当額)	20,000,000	139,060,000	△ 119,060,000
正味財産合計	9,656,668,886	7,502,721,754	2,153,947,132
負債及び正味財産合計	9,701,781,141	7,502,930,506	2,198,850,635

貸借対照表

令和 2年 3月31日現在

公益財団法人 中富記念財団

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	21,619,743	24,101,064	△ 2,481,321
現金	595,163	768,050	△ 172,887
普通預金	21,024,580	23,333,014	△ 2,308,434
未収金	10,630	0	10,630
売店商品	698,148	431,251	266,897
流動資産合計	22,328,521	24,532,315	△ 2,203,794
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
土地	159,355,793	159,355,793	0
定期預金	510,000,000	10,000,000	500,000,000
投資有価証券	685,000,000	1,235,000,000	△ 550,000,000
普通預金	50,000,000	0	50,000,000
基本財産合計	1,404,355,793	1,404,355,793	0
(2) 特定資産			
くすり博物館修繕資金	99,060,000	74,295,000	24,765,000
信託受益権	5,040,000,000	5,090,000,000	△ 50,000,000
投資有価証券	40,000,000	40,000,000	0
普通預金	26,532,698	8,210,435	18,322,263
特定資産合計	5,205,592,698	5,212,505,435	△ 6,912,737
(3) その他固定資産			
建物	412,232,282	425,474,645	△ 13,242,363
建物附属設備	10,552,809	12,657,744	△ 2,104,935
構築物	33,135,548	17,845,983	15,289,565
車両運搬具	0	2	△ 2
什器備品	414,732,855	416,027,567	△ 1,294,712
その他固定資産合計	870,653,494	872,005,941	△ 1,352,447
固定資産合計	7,480,601,985	7,488,867,169	△ 8,265,184
資産合計	7,502,930,506	7,513,399,484	△ 10,468,978
II 負債の部			
1. 流動負債			
預り金	208,752	196,350	12,402
流動負債合計	208,752	196,350	12,402
負債合計	208,752	196,350	12,402
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
寄付金	220,000,000	220,000,000	0
受益権配当収入	26,532,698	8,210,435	18,322,263
信託受益権評価益	5,040,000,000	5,090,000,000	△ 50,000,000
指定正味財産合計	5,286,532,698	5,318,210,435	△ 31,677,737
(うち基本財産への充当額)	220,000,000	220,000,000	0
(うち特定資産への充当額)	5,066,532,698	5,098,210,435	△ 31,677,737
2. 一般正味財産	2,216,189,056	2,194,992,699	21,196,357
(うち基本財産への充当額)	1,184,355,793	1,184,355,793	0
(うち特定資産への充当額)	139,060,000	114,295,000	24,765,000
正味財産合計	7,502,721,754	7,513,203,134	△ 10,481,380
負債及び正味財産合計	7,502,930,506	7,513,399,484	△ 10,468,978

貸借対照表

平成31年 3月31日現在

公益財団法人 中富記念財団

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	24,101,064	27,694,187	△ 3,593,123
現金	768,050	1,445,896	△ 677,846
普通預金	23,333,014	26,248,291	△ 2,915,277
売店商品	431,251	0	431,251
流動資産合計	24,532,315	27,694,187	△ 3,161,872
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
土地	159,355,793	125,315,793	34,040,000
定期預金	10,000,000	0	10,000,000
投資有価証券	1,235,000,000	1,235,000,000	0
基本財産合計	1,404,355,793	1,360,315,793	44,040,000
(2) 特定資産			
くすり博物館修繕資金	74,295,000	49,530,000	24,765,000
信託受益権	5,090,000,000	0	5,090,000,000
投資有価証券	40,000,000	0	40,000,000
普通預金	8,210,435	0	8,210,435
特定資産合計	5,212,505,435	49,530,000	5,162,975,435
(3) その他固定資産			
建物	425,474,645	438,986,967	△ 13,512,322
建物附属設備	12,657,744	14,815,498	△ 2,157,754
構築物	17,845,983	20,579,709	△ 2,733,726
車両運搬具	2	2	0
機械装置	0	16,001	△ 16,001
什器備品	416,027,567	420,128,792	△ 4,101,225
投資有価証券	0	40,000,000	△ 40,000,000
信託受益権	0	8,240,000,000	△ 8,240,000,000
その他固定資産合計	872,005,941	9,174,526,969	△ 8,302,521,028
固定資産合計	7,488,867,169	10,584,372,762	△ 3,095,505,593
資産合計	7,513,399,484	10,612,066,949	△ 3,098,667,465
II 負債の部			
1. 流動負債			
預り金	196,350	96,027	100,323
流動負債合計	196,350	96,027	100,323
負債合計	196,350	96,027	100,323
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
寄付金	220,000,000	220,000,000	0
受益権配当収入	8,210,435	0	8,210,435
信託受益権評価益	5,090,000,000	0	5,090,000,000
指定正味財産合計	5,318,210,435	220,000,000	5,098,210,435
(うち基本財産への充当額)	220,000,000	220,000,000	0
(うち特定資産への充当額)	5,098,210,435	0	5,098,210,435
2. 一般正味財産	2,194,992,699	10,391,970,922	△ 8,196,978,223
(うち基本財産への充当額)	1,184,355,793	1,140,315,793	44,040,000
(うち特定資産への充当額)	114,295,000	49,530,000	64,765,000
正味財産合計	7,513,203,134	10,611,970,922	△ 3,098,767,788
負債及び正味財産合計	7,513,399,484	10,612,066,949	△ 3,098,667,465

貸借対照表

平成30年 3月31日現在

公益財団法人 中富記念財団

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	27,694,187	51,685,198	△ 23,991,011
現 金	1,445,896	607,975	837,921
普 通 預 金	26,248,291	51,077,223	△ 24,828,932
	27,694,187	51,685,198	△ 23,991,011
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
土 地	125,315,793	73,038,199	52,277,594
投 資 有 価 証 券	1,235,000,000	1,235,000,000	0
基本財産合計	1,360,315,793	1,308,038,199	52,277,594
(2) 特定資産			
くすり博物館 修繕資金	49,530,000	24,765,000	24,765,000
特定資産合計	49,530,000	24,765,000	24,765,000
(3) その他固定資産			
建 物	438,986,967	446,558,141	△ 7,571,174
建 物 附 属 設 備	14,815,498	15,935,937	△ 1,120,439
構 築 物	20,579,709	7,589,966	12,989,743
車 両 運 搬 具	2	818,944	△ 818,942
機 械 装 置	16,001	20,000	△ 3,999
什 器 備 品	420,128,792	409,603,844	10,524,948
投 資 有 価 証 券	40,000,000	40,000,000	0
信 託 受 益 権	8,240,000,000	6,360,000,000	1,880,000,000
その他固定資産合計	9,174,526,969	7,280,526,832	1,894,000,137
固定資産合計	10,584,372,762	8,613,330,031	1,971,042,731
資産合計	10,612,066,949	8,665,015,229	1,947,051,720
II 負債の部			
1. 流動負債			
預 り 金	96,027	0	96,027
流動負債合計	96,027	0	96,027
負債合計	96,027	0	96,027
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
寄 付 金	220,000,000	220,000,000	0
指定正味財産合計	220,000,000	220,000,000	0
2. 一般正味財産	10,391,970,922	8,445,015,229	1,946,955,693
(うち基本財産への充当額)	1,360,315,793	1,308,038,199	52,277,594
(うち特定資産への充当額)	49,530,000	24,765,000	24,765,000
正味財産合計	10,611,970,922	8,665,015,229	1,946,955,693
負債及び正味財産合計	10,612,066,949	8,665,015,229	1,947,051,720